

2015年12月からストレスチェックの実施が義務※になります。

別添 1

徳島メンタルヘルスケア推進計画



徳島労働局は、徳島メンタルヘルスケア推進計画（計画期間：平成27年度から29年度）を策定しました。

メンタルヘルス対策を、事業場で計画的に進めていただくために、3年間でそれぞれ取り組むべき事項を明らかにしています。計画に沿って、以下の事項を取組まれるようお願いいたします。

※ストレスチェックの実施は、常時50人未満の労働者を使用する事業場については当分の間、努力義務です。

1 計画の目的

ストレスチェック制度の導入及び実施等を含めたメンタルヘルス対策を徳島労働局の最重点施策として本計画を策定し、計画期間中に取り組むべき事項を各年ごとに明確化して取り組むことにより、管内事業場のメンタルヘルス対策への取組を促進させることを目的としています。

2 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間です。

3 目標

- 平成29年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とします。
- ストレスチェック制度の導入及び実施等について、周知・啓発を図ります。

4 対象

徳島県内の全事業場を対象とします。

5 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項（重点事項）

下記の「事業場が取り組む年度別実施計画」等を参考にして計画的に取り組みましょう。

事業場が取り組む年度別実施計画

実施事項	具体的な実施内容
1年目 平成27年度 実施事項	
1 衛生委員会等での調査審議の徹底等	<ol style="list-style-type: none">衛生委員会等において、ストレスチェック制度の導入及び実施等を含めたメンタルヘルス対策の実施について企業トップが宣言を行い、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立」を図る旨の表明を行う。ストレスチェック制度の導入及び実施等を含めた「心の健康づくり計画」の策定に当たって、衛生委員会等において十分な調査審議を行う。衛生委員会等で調査審議される議事概要の記録様式を定め、労働者への周知が確実に行われるように、当該議事概要についての周知方法を定める。労働者からの意見が反映できるように、意見が表明できる相談窓口等を設置する。
2 事業場における実態の把握	<ol style="list-style-type: none">衛生委員会等における調査審議に当たって、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等の心の健康問題に係る事業場の現状を把握し、衛生委員会等に報告する。

<p>3 「心の健康づくり計画」の策定（策定・実施）</p>	<p>② 衛生委員会等では、産業医、産業保健スタッフの意見を聴取する。</p> <p>③ 現状の把握を行った結果は、労働者に周知する。その際、情報の内容及び周知内容を十分に吟味するとともに、個人情報取扱い、ストレスチェック制度に係る労働者に対する不利益な取扱いの防止等についてルールを定める。</p> <p>① 衛生委員会等において、十分な調査審議を行って、下記の7項目及びストレスチェック制度の導入及び実施等を踏まえつつ、「心の健康づくり計画」を策定し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者のメンタルヘルス対策の推進にかかる表明に関すること。 ・健康づくりの体制に関すること。 ・問題点の把握及びメンタルヘルス対策の実施に関すること。 ・必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。 ・労働者の健康情報の保護に関すること。 ・心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。 ・その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。 <p>② 常時50人未満の労働者を使用する事業場については、メンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見や徳島産業保健総合支援センター又は地域産業保健センター（以下「徳島産業保健総合支援センター等」という。）の助言を踏まえて、「心の健康づくり計画」を策定し、実施する。</p>
<p>4 事業場内メンタルヘルス推進担当者等の選任と活動の実施</p>	<p>① 衛生管理者、衛生推進者等からメンタルヘルス対策の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」及びストレスチェック制度の実務を担当する「ストレスチェック制度担当者」（以下「事業場内メンタルヘルス推進担当者等」という。）を選任し、活動を実施する。</p>
<p>5 情報の提供と教育研修の実施</p>	<p>① メンタルヘルス対策を推進するための教育研修計画（以下「教育研修計画」という。）を策定し、実施する。</p> <p>② 管理監督者（ラインによるケアを行う上司、その他労働者を指揮命令する者をいう。）は、日常的に労働者の状況や職場環境等を把握しうる立場にあり、ラインによるケアを適切に行う上で重要な位置づけであることから、管理監督者への教育研修を優先して実施するよう計画する。</p> <p>③ 教育の実施に当たっては、厚生労働省や中央労働災害防止協会、労働者健康福祉機構などが発行しているパンフレット等を活用して行うなど、体系的な研修となるように留意する。</p> <p>④ 教育研修計画の作成に関しては、事業場内メンタルヘルス推進担当者等が原案を作成し、衛生委員会等において調査審議しながら計画を作成する。</p>
<p>6 4つのケアの実施 （1）継続的・計画的な実施</p> <p>（2）産業保健・メンタルヘルス対策支援事業の活用</p>	<p>① 4つのケアの実施に当たっては、実施状況が把握できる書類の整備を図る。</p> <p>② 4つのケアすべてを継続的かつ計画的に実施するため、4つのケアの各項目ごとに3年間で実施する計画を策定し、実施する。</p> <p>① 労働衛生教育の実施や、相談窓口寄せられた相談事項で専門的な支援が必要と判断される場合には、徳島産業保健総合支援センター等へ支援を要請する。</p> <p>② 徳島産業保健総合支援センターが実施している産業保健研修に積極的に参加するとともに、徳島労働局・労働基準監督署が行う説明会等が開催される場合には参加する。</p>
<p>7 業界団体等の自主的活動の促進</p>	<p>① 徳島労働局・労働基準監督署、業界団体、地域団体、労働団体、労働災害防止団体等が実施する教育研修の機会を利用し、教育研修計画に組み入れる。</p>

※4つのケアとは、①セルフケア、②ラインによるケア、③事業場内産業保健スタッフ等によるケア、④事業場外資源によるケア、の各ケアです。

2年目 平成28年度 実施事項

<p>1 衛生委員会等での調査審議の徹底等</p>	<p>① 衛生委員会等において、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」の進捗状況、平成27年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果、相談窓口寄せられた労働者の意見等を調査審議し、議事概要を記録に取りまとめて周知する。 なお、平成27年度の実績を踏まえ、必要な見直しが行われるよう留意する。</p>
<p>2 事業場における実態の把握</p>	<p>① 衛生委員会等における調査審議に当たって、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数、平成27年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果等の心の健康問題に係る事業場の現状を把握し、衛生委員会等に報告する。 ② 衛生委員会等では、産業医、産業保健スタッフの意見を聴取しながら、「心の健康づくり計画」の見直しの必要性の有無等を審議し、決定する。 ③ 現状の把握を行った結果は、労働者に周知する。その際、情報の内容及び周知内容を十分に吟味するとともに、個人情報取り扱い、ストレスチェック制度に係る労働者に対する不利益な取扱いの防止等に留意する。</p>
<p>3 「心の健康づくり計画」の策定（見直し・実施）</p>	<p>① 衛生委員会等の調査審議の結果を踏まえ、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。 ② 常時50人未満の労働者を使用する事業場については、メンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見や徳島産業保健総合支援センター等の助言を踏まえ、「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。</p>
<p>4 事業場内メンタルヘルス推進担当者等の選任と活動の実施</p>	<p>① 選任された事業場内メンタルヘルス推進担当者等の活動の実施状況を確認し、見直しすべき点があった場合には、衛生委員会等において調査審議する。</p>
<p>5 情報の提供と教育研修の実施</p>	<p>① 平成27年度に作成した教育研修計画に基づき研修を実施する。 ② 管理監督者への教育研修を優先し、セルフケア研修も順次実施する。 ③ 教育の実施に当たっては、厚生労働省や中央労働災害防止協会、労働者健康福祉機構などが発行しているパンフレット等を活用して行うなど、体系的な研修となるように留意する。 ④ 教育研修計画は、衛生委員会等において調査審議しながら実施する。なお、平成27年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行う。</p>
<p>6 4つのケアの実施 (1) 継続的・計画的な実施 (2) 産業保健・メンタルヘルス対策支援事業の活用</p>	<p>① 4つのケアすべてを継続的かつ計画的に実施する。 ② 4つのケアの実施に当たっては、実施状況が把握できる書類の整備を図るとともに、平成27年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、実施する。 ① 労働衛生教育の実施や、相談窓口寄せられた相談事項で専門的な支援が必要と判断される場合には、徳島産業保健総合支援センター等へ支援を要請する。 ② 徳島産業保健総合支援センターが実施している産業保健研修に積極的に参加するとともに、徳島労働局・労働基準監督署が行う説明会等が開催される場合には参加する。</p>
<p>7 業界団体等の自主的活動の促進</p>	<p>① 徳島労働局・労働基準監督署、業界団体、地域団体、労働団体、労働災害防止団体等が実施する教育研修の機会を利用し、教育研修計画に組み入れる。</p>

3年目 平成29年度 実施事項

<p>1 衛生委員会等での調査審議の徹底等</p>	<p>① 衛生委員会等において、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」の進捗状況、平成28年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果、相談窓口寄せられた労働者の意見等を調査審議し、議事概要を記録に取りまとめて周知する。 なお、平成27年度及び28年度の実績を踏まえ、必要な見直しが行われるよう留意する。</p>
<p>2 事業場における実態の把握</p>	<p>① 衛生委員会等における調査審議に当たって、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数、平成28年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果等の心の健康問題に係る事業場の現状を把握し、衛生委員会等に報告する。 ② 衛生委員会等では、産業医、産業保健スタッフの意見を聴取しながら、「心の健康づくり計画」の見直しの必要性の有無等を審議し、決定する。 ③ 現状の把握を行った結果は、労働者に周知する。その際、情報の内容及び周知内容を十分に吟味するとともに、個人情報取り扱い、ストレスチェック制度に係る労働者に対する不利益な取扱いの防止等に留意する。</p>
<p>3 「心の健康づくり計画」の策定（見直し・実施）</p>	<p>① 衛生委員会等の調査審議の結果を踏まえ、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。 ② 常時50人未満の労働者を使用する事業場については、メンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見や徳島産業保健総合支援センター等の助言を踏まえ、「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。</p>
<p>4 事業場内メンタルヘルス推進担当者等の選任と活動の実施</p>	<p>① 選任された事業場内メンタルヘルス推進担当者等の活動の実施状況を確認し、見直すべき点があった場合には、衛生委員会等において調査審議する。</p>
<p>5 情報の提供と教育研修の実施</p>	<p>① 平成27年度に作成した教育研修計画に基づき研修を実施する。 ② 全管理監督者への教育研修が終了したことを確認の上、セルフケア研修を順次実施する。 ③ 教育の実施に当たっては、厚生労働省や中央労働災害防止協会、労働者健康福祉機構などが発行しているパンフレット等を活用して行うなど、体系的な研修となるように留意する。 ④ 教育研修計画は、衛生委員会等において調査審議しながら実施する。なお、平成28年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行う。</p>
<p>6 4つのケアの実施 (1) 継続的・計画的な実施 (2) 産業保健・メンタルヘルス対策支援事業の活用</p>	<p>① 4つのケアすべてを継続的かつ計画的に実施する。 ② 4つのケアの実施に当たっては、実施状況が把握できる書類の整備を図るとともに、平成28年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、実施する。 ① 労働衛生教育の実施や、相談窓口寄せられた相談事項で専門的な支援が必要と判断される場合には、徳島産業保健総合支援センター等へ支援を要請する。 ② 徳島産業保健総合支援センターが実施している産業保健研修に積極的に参加するとともに、徳島労働局・労働基準監督署が行う説明会等が開催される場合には参加する。</p>
<p>7 業界団体等の自主的活動の促進</p>	<p>① 徳島労働局・労働基準監督署、業界団体、地域団体、労働団体、労働災害防止団体等が実施する教育研修の機会を利用し、教育研修計画に組み入れる。</p>